

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）

平成 29 年 8 月 28 日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
改正 令和 6 年 3 月 1 日

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、平成30年度助成に係る公募以降の若手研究（以下「若手研究」という。）、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）の研究課題の研究代表者
 - (2) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」（以下「ひらめき☆ときめきサイエンス」という。）を除く）、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
 - (3) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」の成果公開の実施代表者及び実施代表者の所属する研究機関の長（以下「実施代表者等」という。））
 - (4) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
 - (5) 国際共同研究加速基金の研究課題の研究代表者
- 五 審査意見書作成者 審査において、審査意見書の作成を依頼された、応募研究課題と専門分野が近い者をいう。
- 六 海外レビュー 国際共同研究加速基金（国際先導研究）の審査において海外レビューを行う海外の研究機関に所属する研究者をいう。
- 七 評価協力者 基盤研究（S）の研究進捗評価及び中間評価において、研究課題ごとに選定する、研究課題と専門分野が近い者をいう。

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 審査(事前評価)

(1)「総合審査」

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場合で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について事前の選考を行うことができる。

なお、特別推進研究、基盤研究(S)及び国際先導研究に係る補助金及び基金の配分については、審査に際して、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という)を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審査意見書(国際先導研究においては、審査意見書及び海外レビューの結果)を活用する。

(2)「2段階書面審査」

各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う。

二 研究進捗評価

三 中間評価

四 事後評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 審査(事前評価) 応募書類の受理後、速やかに行う。

二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(平成29年度助成以前に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)

三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題並びに国際情報発信強化の成果公開に限る。)

四 事後評価 第5章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

一 書面による評価

二 合議による評価

三 ヒアリングによる評価

四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者、海外レビュー及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を外部に漏らしてはならない。

一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)

二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)

三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)

四 評価者等が行う評点及びその集計結果

五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)

六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)

七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに日本学術振興会研究事業部に報告しなければならない。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び外部に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合

(1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者(国際共同研究加速基金(国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究)においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合

(1) 評価者等自身が、成果公開の代表者又は実施代表者等である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、成果公開の代表者又は成果公開の代表者の所属する学術団体等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 事業遂行における緊密な関係

(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)

③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 成果公開の採否が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(3) 評価者等が、成果公開の実施代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

- ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 成果公開の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第18条に定めるとおりとする。
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。
- 4 事後評価の結果の開示及び公表は、第28条に定めるとおりとする。
- 5 審査委員(評価者)の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）（略）

第3章 研究進捗評価（略）

第4章 中間評価

（中間評価の方針）

第19条 中間評価の方針は以下のとおりとする。

一 研究課題に対する中間評価

中間評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

二 成果公開に対する中間評価

- (1) 中間評価は、対象となる成果公開の進捗状況を把握し、当該成果公開のその後の取組に資する目的として行う。
- (2) 中間評価を受けた成果公開を発展させる目的で、最終年度において国際情報発信強化に応募がなされた場合は、当該応募成果公開の審査資料として中間評価結果を提供する。

（中間評価の対象）

第20条 中間評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題（平成30年度以降に採択された研究課題に限る。）並びに国際情報発信強化の成果公開について行う。

（中間評価の実施体制）

第21条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評 価 事 項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題
成果公開部会国際情報発信強化小委員会	・国際情報発信強化の成果公開

（中間評価の方法）

第22条 中間評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次に掲げる時期に、ヒアリングを踏まえ合議により行う。

研究期間	中間評価の実施時期
3年間	2年度目
4～5年間	3年度目
6～7年間	4年度目

なお、ヒアリングによる評価で判断できない場合は、現地調査を行う。

② ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、中間評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ ヒアリング

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等

b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 10分

(イ) 質疑応答 …… 15分

(ウ) 評価結果の記載 …… 5分

c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 評価結果の記載

評価者は、ヒアリング終了後、研究課題ごとに「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により評価を行う。

③ 現地調査の進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前にヒアリングによる評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b 現地調査で用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等

c 時間配分の目安

2～3時間程度

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

④ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び中間評価案について合議を行い、評価コメント及び中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が見られるか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献をする見込みがあるか。

- ・今後の研究計画・方法の妥当性かどうか。
- (b) これまでの研究成果
 - ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- (c) 研究組織
 - ・研究分担者等と数人で共同して行う研究においては、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められているか。
- (d) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A＋	想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A－	一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要であるが、概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれる
B	研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 基盤研究（S）（略）

三 国際情報発信強化（略）

（中間評価結果の開示等）

第23条 中間評価は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者の開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第5章 事後評価

（事後評価の方針）

第24条 事後評価は、対象となる研究課題の目的達成度等を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

（事後評価の対象）

第25条 事後評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る。)について行う。

（事後評価の実施体制）

第26条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評 価 事 項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題

（事後評価の方法）

第27条 事後評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 事後評価の時期及び方法

事後評価は、研究の終了翌年度に書面により実施する。

ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。

② 書面評価の進め方

ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、事後評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、事後評価報告書、関係書類に基づき、事後評価コメント票を作成する。

イ 各小委員会の評価

小委員会は、事後評価報告書、関係書類及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、事後評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、事後評価結果案について合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究目的の達成度

・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が

あったか。

- ・研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献があったか。

(b) 研究成果

- ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげたか。

(c) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されたか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されたか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	期待以上の成果があった
A	期待どおりの成果があった
A-	一部十分ではなかったが、概ね期待どおりの成果があった
B	十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果が上がらなかった

二 基盤研究（S）（略）

（事後評価結果の開示等）

- 第28条 事後評価は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者の開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。
- 2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

附則（令和6年3月1日）

この規程は、令和6年3月1日から施行する。